

# 監事監査報告書

資料 7

令和3年5月13日

学校法人 渡辺学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 渡辺学園

監事 和田 義博 ⑩

監事 長田 紀久子 ⑩

私たちは、学校法人渡辺学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び渡辺学園寄附行為第11条に基づき、同学園の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

理事会及び評議員会等の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人であるSK東京監査法人与連携をとり、計算書類等につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 学校法人渡辺学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上